愛読者各位

《訂正のお願い》

『調査士新合格データベース③[第六版]の解説編』〔平成 25 年１月発刊〕において，下のような誤りが判明いたしました。ご利用の皆様には，大変ご迷惑をお掛けしたことお詫び申し上げると共に，下記の様に修正していただくようお願い申し上げます。

下記のように訂正が判明しましたので,訂正して下さい。　　（平成 25 年２月１日）

頁	訂正箇所	誤	正
5	(分冊③) F－2 の問03	**正**　所有権以外の財産権の取得時効の要件としては，「所有の意思」ではなく，「自己のためにする意思」が必要とされている（民法163条）。 「自己のためにする意思」とは，その権利について権利者としてその権利を行使する意思のことであるが，これについては，内心の意思ではなく，客観的にその財産権の権利者としての態様において権利行使をすることであると考えるべきであるから（地上権につき最判昭和45・５・28，最判昭和46・11・26，土地賃借権につき最判昭和43・10・８），地上権の場合には，本肢に記述されていることが要件とされる。 Ｐ．Ｑ．→H21－２－イ◆	**正**　不動産をＡがＢに仮装譲渡し，これをＢがＣに譲渡し，さらにＣがＤに譲渡した場合のＤを「転得者」という。転得者についても民法94条２項の第三者に含まれるから（最判昭和45・７・24），Ｃが悪意であってもＤが善意であれば，Ａは，虚偽表示による無効をもってＤに対抗することはできない。 問題となるのは，本肢のようにＣが善意でＤが悪意の場合である。これについては，「民法94条２項により善意の第三者Ｃが絶対的・確定的に所有権を取得するから，Ｄはその地位を承継し，Ｄが悪意であっても，Ａは虚偽表示による無効をもってＤに対抗することができない。」とする説（絶対的構成説）と，民法94条２項を，ＡとＣとの間，ＡとＤとの間で相対的・個別的に適用し，「Ｃが善意であってもＤが悪意であれば，Ａは，虚偽表示による無効をもってＤに対抗することができる。」とする説（相対的構成説）があるが，絶対的構成説が通説の立場である。法律関係の早期安定というものをその理由とする。 したがって，Ａは，Ｄに対して甲土地の所有権を主張することはできない。 Ｐ．Ｑ．→H23－１－イ◆

東京法経学院